

「日出町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、日出町における人事行政の運営等の状況を次の通り公表する。

平成 20年 9月 30日

日出町長 工藤 義見

1 職員の任免や職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況 (平成20年度採用分)

(単位：人)

	申込者数			第一次試験 受験者数(A)			第一次試験 合格者数(A)			最終合格者 (B)			競争率 (A)/(B)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
一般行政職	48	23	71	35	16	51	5	0	5	3	0	3	17倍
一般行政職 (農業)	3	1	4	2	1	3	1	1	2	0	1	1	3倍
一般行政職 (土木)	10	0	10	4	0	4	-	-	-	-	-	-	-
社会福祉士	5	9	14	4	7	11	1	2	3	-	-	-	-
計	66	33	99	45	24	69	7	3	10	3	1	4	17.25倍

(2) 採用の退職の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：人)

退職の事由	定年退職	普通退職	勸奨退職	その他	計
人数	5	1	3	0	9

(3) 職員数の状況

(単位：人)

H19.4.1現在職員数	退職者	採用者	H20.4.1現在職員数
214人	9	5	210人

(4) 再任用の状況 (平成20年4月1日現在)

(単位:人)

部 局	再任用者数
町長事務部局	0
議会事務部局	0
監査委員事務部局	0
農業委員会事務部局	0
企業部局	0
教育委員会事務部局	0

平成19年度中に再任用職員の採用なし

(5) 部局別職員数の状況 (各年度4月1日現在)

(単位:人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一般行政部門	議 会	3	3	0	事務の統廃合縮小による減
	総 務	46	44	2	
	税 務	19	16	3	
	農 林	18	17	1	
	商 工	4	4	0	
	土 木	17	17	0	
	民 生	24	25	1	
	衛 生	7	7	0	
	小 計	138	133	5	
特別行政部門	教 育	43	45	2	国体推進課の増員
				0	
	小 計	43	45	2	
公営企業等部門	水 道	10	10	0	下水道課と水道課の統合による減
	下 水	9	6	3	
	国 保	5	6	1	
	介 護	9	8	1	
	その他	0	2	2	
	小 計	33	32	1	
合 計		214	210	4	
		[243]	[243]	[ ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、[ ]内は、条例定数の合計です。

(注) 2 教育長は含みません。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 28,423	千円 7,651,666	千円 106,000	千円 1,836,930	24.0	23.6

人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

#### 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与 B / A
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計	
20年度	人 189	千円 802,065	千円 88,119	千円 364,801	千円 1,254,985	千円 6,640

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は当初予算に計上された額です。  
 3 平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間は給料月額について5%の減額措置を実施しています。

### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

#### (イ) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日出町	44.3歳	349,843 円	387,229 円	373,078 円
大分県	43.7歳	358,385 円	433,557 円	390,565 円
国	41.1歳	325,113 円	- 円	387,506 円
類似団体	43.3歳	332,973 円	389,029 円	368,156 円

#### (ロ) 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
日出町	52.2歳	12人	378,881円	394,106円	394,106円
うち清掃職員	53.7歳	2人	394,678円	410,878円	410,878円
うち学校給食員	51.7歳	7人	375,087円	382,401円	382,401円
うち自動車運転	50.5歳	2人	371,308円	402,502円	402,508円
うちその他	55.6歳	1人			
大分県	49.3歳	555人	363,649円	407,616円	383,952円
国	48.9歳	4,784人	284,679円	-	320,623円
類似団体	48.3歳	20人	286,823円	313,491円	304,854円

職員数が1人の職種については、個人が特定されることから給与額等の公表は差し控えます。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 (注) 平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間は給料月額について5%の減額措置を実施しています。

職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分		日出町	大分県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	169,860 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	137,275 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,275 円	140,100 円	円
	中学卒	128,820 円	円	円

（注）平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間は給料月額について5%の減額措置を実施しています。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	282,029 円	344,845 円	372,808 円
	高校卒	253,786 円	300,533 円	348,588 円
技能労務職	高校卒	円	円	361,200 円
	中学卒	円	円	円

（注）平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間は給料月額について5%の減額措置を実施しています。

一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事、技師	主任	主査	係長等	課長補佐等	課長等	課長等	
職員数	4 人	9 人	27 人	16 人	45 人	41 人	8 人	150 人
構成比	2.7 %	6.0 %	18.0 %	10.7 %	30.0 %	27.3 %	5.3 %	100.0 %

（注）1 日出町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

（3）職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

日出町		国	
1人当たり平均支給額（19年度） 1,819 千円		-	
（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分		（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

退職手当（平成20年4月1日現在）

日出町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	

特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	783 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	39,150 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	9.3 %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税の賦課徴収事務従事者	税の賦課徴収業務	賦課3,000円/月、徴収5,000円/月

時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	22,140 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	112 千円
支給実績（19年度決算）	33,913 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	174 千円

その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （19年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （19年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の子等 1人につき 6,500円) 16～22歳までの子 5,000円加算 配偶者なしの1人 11,000円	同	-	27,849 千円	250,893 円
住居手当	持家 新築6年まで3,500円 その他2,000円 借家等 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円以上の場合 (家賃-23,000円) × 1/2+11,000円 最高支給額27,000円	異	持家 新築5年まで 2,500円のみ 借家等は 同じ	13,225 千円	119,144 円
通勤手当	交通機関利用等職員 運賃相当額（最高限度額50,000 円） 自動車等使用職員 距離に応じて3,000円～9,200円 （1km以上で支給）	異	自動車等 使用職員 2,000円～ 24,500円 （2km以 上で支 給）	10,197 千円	60,339 円
管理職手当	課長等5%	異	役職によ り多種あ り	5,698 千円	271,347 円

(4) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区分		給料 月 額 等		
給料	町 長 副 町 長	669,000 (841,000) 555,000 (669,000)	円	(参考) 類似団体における最高/最低額
				/
報酬	議 長	368,600 (388,000)	円	/
	副 議 長	314,450 (331,000)	円	/
	議 員	305,900 (322,000)	円	/
期末手当	町 長	3.35	(19年度支給割合)	
	副 町 長	3.35	月分	平成21年3月31日までの間、左記支給割合から町長においては10%、副町長については5%を減額。
	議 長	3.35	(19年度支給割合)	
退職手当	副 議 長	3.35	月分	平成21年3月31日までの間、左記支給割合から3%を減額。
	議 員	3.35		
	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)
副 町 長	給料月額 × 500/100 × 勤務年数	16,820,000 円	任期毎	
	給料月額 × 290/100 × 勤務年数	7,760,400 円	任期毎	

給料、報酬については平成21年3月31日までの間カッコ内の金額から減額支給。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間

一週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:00	12:15 ~ 13:00

#### (2) 年次有休休暇の取得利率（平成19年1月1日～平成19年12月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
5,640日	1,131日	141人	8.0日	20.1%

上記は、町長部局の職員を対象にして集計したものです。

#### (3) 育児休業の状況（平成19年度中）

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0人	3人
前年から引き続き育児休業を取得している者	0人	1人

### 4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

#### (1) 分限処分者数（平成19年度中）

区 分	降格	免職	休職	降格	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身に故障の場合	0	0	4	0	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0

#### (2) 懲戒処分者数（平成19年度中）

区 分	戒告	減給	定職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況（平成19年度中）

申請人数	承認人数	承認した主な事項
6人	6人	平成19年度就業構造基本調査等

### (2) 地方公務員の含む規律の概要

地方公務員法には、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされ、地方公務員が遵守すべきサービスの根本基準が定められています。

それ以外にも、個別の義務として、法令の遵守と上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務に専念する義務や職務上知り得た秘密を守る義務が課せられています。また、争議行為などや信用失墜行為を行うことも禁止されており、さらには、営利企業などに従事することや政治的行為を行うことも制限されています。

このように、地方公務員には職務の円滑な遂行や住民の公務に対する信頼を確保するために、さまざまな制約があります。

こうしたサービス規律を確保し、より一層のサービス規律の維持向上に努めるべく、職員に対して周知徹底し、適切な指導に取り組んでいます。



## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

平成19年度に実施した研修は、合計で28研修あり、のべ研修人員は254人です。  
なお、実施状況は、以下のとおりです。

研 修 名	日 数	参加人員	備 考
研修担当者研修	1	1	
幹部セミナー	2	2	
新任課長級研修	3	1	
新任係長級研修	4	4	
新採用職員研修(前期)	2	2	
新採用職員研修(後期)	2	2	
キャリアプランニング	2	6	
中堅リーダーシップ研修	2	2	
対人能力開発研修	2	2	
40代キャリアデザイン研修	2	2	
新任課長補佐級研修	2	2	
ミッションコーチング研修	2	2	
危機管理能力啓発研修	2	1	
自主興動塾研修	1	3	
税務初任者研修	2	1	
個人住民税研修	1	1	
滞納・徴収研修	2	2	
固定資産税研修	1	2	
契約事務研修	2	4	
法制実務研修	3	2	
情報公開・個人情報保護法研修	2	1	
条例等立案改廃研修	2	2	
住民クレーム対応研修	2	2	
話し方能力開発研修	1	3	
自己管理・タイムマネジメント研修	2	2	
事務段取・マニュアル作成研修	1	2	
公務員倫理研修指導者養成研修	3	1	
OJT職場研修指導者養成研修	2	1	
人権研修会	1	196	

### (2) 勤務成績の評定の状況

平成19年度には勤務成績評定を実施していません。

## 7 職員の福祉及び利益保護の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は大分県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付

を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などを行う「福祉事業」、の大きく分けて3つの事業を行っています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況（職員共済会）

職員共済会（名称：日出町職員共済会）は職員の福利厚生及び職員相互の親睦と生活の向上を図ることを目的とされた互助会です。共済会は主に職員の掛金（年間12,000円）と町からの補助金によって運営されています。会員数は218名（3月末）、19年度に町が職員共済会に支出した補助金は200万円、補助率は24.3%であり、事務費・人件費等必要経費を除くと1人あたりの補助金は7,959円になりなす。

(3) 公務災害補償の概要と発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。日出町は地方公務員災害補償基金大分県支部に加入しており、平成19年度中に公務災害と認定された件数は2件です。

(4) 勤務状況に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条において職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。平成19年度中の措置の要求の状況は次のとおりです。

平成18年度末 継続件数	平成19年度末 不服申立件数	平成19年度処理件数			平成19年度末 継続件数
		取下	却下	判定	
0	0	0	0	0	0

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条の2において職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができることになっています。公平委員会は、不服申立てを受理したときは、その事案について審査を行い、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。（地方公務員法第50条）

平成19年度中の不服申立ての状況は次のとおりです。

平成18年度末 継続件数	平成19年度末 措置要求件数	平成19年度処理件数			平成19年度末 継続件数
		取下	却下	判定	
0	0	0	0	0	0